

日本腹腔鏡下ヘルニア手術手技研究会会則

研究会名称

日本腹腔鏡下ヘルニア手術手技研究会

(英語表記：Japan Laparoscopic Hernia Surgical meeting, JLHS meeting) と称する。

目的

本会は腹部ヘルニア治療に関して知識と経験を共有して腹腔鏡下ヘルニア手術手技の研究を行い、治療の進歩、研究、教育及び普及を図ることを目的とする。

事業

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 年2回(春・秋)の研究集会の開催。
2. 腹部ヘルニア治療における腹腔鏡下手術手技の充実を図る。
3. 腹部ヘルニア治療での腹腔鏡下手術に関する統計、資料の収集および提供。
4. その他本会の目的を達成するために必要な各種委員会、プロジェクト研究および講習会などの事業。

正会員および賛助会員

1. 会員は本会の目的に賛同し、所定の会費を納入した医師または医療関係者とする。
2. 本会は会員及び賛助会員により構成される。
3. 賛助会員は会員以外で本会の目的に賛同する法人、団体あるいは個人とする。

役員

1. 本研究会には以下の役員をおく。

顧問 若干名

代表世話人 1名

当番世話人 1名

世話人 若干名

幹事 若干名(世話人および事務局運営業務を兼ねる)

監事 1名あるいは2名(会計監査業務を兼ねる)

2. 代表世話人は世話人会の推挙によって定められ、本会を代表するとともに会務を統括する。65歳以下、任期は3年とし再任を妨げない。
3. 世話人は会員の中から世話人会の議を経て、代表世話人が委嘱する。

4. 幹事は代表世話人が推薦し、世話人会で承認される。幹事は幹事会を構成し、会の運営に関して代表世話人を補佐する。幹事会は代表世話人が招集し、代表世話人が議長となる。幹事会の招集は顧問にも連絡する。
5. 監事は世話人会の議を経て世話人から選出し、代表世話人が委嘱する。監事は会の財務ならびに会の運営を監査し、代表世話人に報告する。
6. 世話人・監事・幹事は 65 歳以下とし、任期は 3 年として再任を妨げない。
7. 当番世話人は世話人会で世話人から選出され、担当学術集会の業務を行う。当番世話人は当番幹事を置くことができる。
8. 本会には名誉会長、名誉会員および特別会員を置くことができる。名誉会長、名誉会員、特別会員は会費を免除する。

世話人会

1. 世話人会は代表世話人、世話人、幹事および監事をもって構成し、会務に関する事項を議決する。
2. 世話人会は代表世話人が召集し、当番世話人および代表世話人が議長を務める。
3. 世話人会は年 2 回研究集会時に開催することを原則とする。
4. 世話人会を理由なく 4 回連続で欠席した場合は、世話人辞退と判断する。

研究集会

1. 研究集会開催のために、当番世話人を置く。
2. 当番世話人は世話人会の審議によって決定する。
3. 研究集会は学会形式をとらず、代表世話人、当番世話人、幹事の責任において主題を決定し、一会場での討議を行うこととする。
4. 研究集会における発表は、会員に限る。
5. 学術集會会期は、原則として3月、9月とする。
6. 各研究集會會計については、原則として代表世話人が研究集會監事を兼務する。

会費

1. 会員の会費は研究会参加費 5,000 円をもってこれに当てる。
2. 賛助会員の年会費は 50,000 円とする。

会計

1. 本会の事業遂行に要する費用は、会費、補助金、寄付金その他をもってこれに当てる。
2. 本会の会計年度は同年 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

研究会事務局

本研究会事務局は医療法人豊田会刈谷豊田総合病院外科に置く。

会計監査は、各研究集会時の世話人会で選出された幹事が行う。

事務局

476-0002

愛知県刈谷市住吉町 5-15

医療法人豊田会 刈谷豊田総合病院

代表世話人 早川哲史

TEL: 0566-21-2450 FAX: 0566-22-2493

E-mail: tetsushi.hayakawa@toyota-kai.or.jp

会則変更

本会則の変更は過半数の世話人が出席した会議にて討議され、出席者の過半数の承認を得なければいけない。

附則

本会則は 2012 年 4 月 28 日 より発効する。

2018 年 6 月 28 日 一部改定